

大 市 教 委 第 号
年 月 日

(申請団体名)

様

大 阪 市 教 育 委 員 会
教育長

(担当:教育委員会事務局指導部教育活動支援担当)

後援名義使用承認並びに賞状交付通知書

年 月 日付で申請のあった「申請事業名」について、大阪市教育委員会事務局指導部教育活動支援担当の行う後援名義の使用及び賞状交付に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、次のとおり承認します。

賞状交付点数 大 阪 市 教 育 委 員 会 賞 状 点

【承認条件等】

- 1 申請者は、後援名義の使用及び賞状の交付を当該事業以外に行わないこと。
- 2 後援名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了時までとすること。
- 3 申請者は、後援名義を使用した広報印刷物を作成する場合は、事前に教育活動支援担当に届け出ること。
- 4 申請者は、申請内容に変更又は事業の中止が生じる場合は、速やかに事業変更・中止届（様式第4号）を教育活動支援担当に提出すること。
- 5 申請者は、事業完了後速やかに、後援名義使用承認事業完了報告書（様式第6号）を教育活動支援担当に提出すること。
- 6 事業実施に要する経費は、全て主催者が負担すること。
- 7 事業実施に際して、金品の寄付、援助、事業参加及び加入を強要してはならない。
- 8 事業の実施に当たっては、主催者の責任において行い、十分な指導管理の体制をつくり、事故発生の未然防止に万全を期すこと。
- 9 大阪市教育委員会（以下「委員会」という。）は、主催者又は当該事業が要綱第9条に規定する承認の取り消し事由に該当する場合は、後援名義使用承認取消通知書（様式第5号）により当該承認を取り消し、以後の申請に対して承認しないことがある。この場合において、当該取り消しにより主催者に損害が生じた場合、委員会は損害賠償その他一切の責任を負わない。
- 10 委員会が後援名義の使用及び賞状交付の承認をした事業において発生した事故等について、委員会は損害賠償その他一切の責任を負わない。
- 11 主催者は、要綱第12条に基づき賞状を交付し、交付後は速やかに賞状受賞者報告書（様式第7号）を教育活動支援担当に提出しなければならない。

※本通知裏面の内容についても、必ずお読みください。